

令和 5 年 8 月 18 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5 件
（うちノートパソコン 1 件、ポータブル電源（リチウムイオン） 2 件、
電気掃除機（自走式） 1 件、エアコン（室外機） 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要で
あり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原
因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進
展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：石田、首藤、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300419	令和5年7月2日	令和5年8月15日	ノートパソコン	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和5年7月13日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和5年7月27 日
A202300420	令和5年7月27日	令和5年8月15日	ポータブル電源(リ チウムイオン)	火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該 製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	令和5年8月10日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済
A202300421	令和5年8月6日	令和5年8月15日	ポータブル電源(リ チウムイオン)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因 するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202300422	令和5年7月15日	令和5年8月16日	電気掃除機(自走 式)	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び 周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和5年8月3 日
A202300423	令和5年8月6日	令和5年8月16日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該 製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合 同会議において審議を予定している案件

該当案件なし